

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年1月
新潟県

目 次

第1	協同農業普及事業の実施に係る基本的事項	・ ・ ・ ・	1
第2	普及指導活動の課題	・ ・ ・ ・	2
1	基本的な課題		
2	活動方法に関する基本的事項		
第3	普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・	6
1	農業普及指導センターへ配置する普及指導員		
2	本庁及び試験研究機関へ配置する普及指導員		
第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	・ ・ ・ ・	7
1	人材の育成計画		
2	向上を図るべき資質		
3	資質向上の方法		
第5	普及指導活動の方法に関する事項	・ ・ ・ ・	8
1	農業普及指導センターの運営		
2	農業革新支援センターの運営		
3	情報提供・相談機能の体制等の整備		
4	普及協力体制の整備		
第6	農業大学校における研修教育の充実強化	・ ・ ・ ・	9
1	学生教育の充実		
2	農業者等に対する研修の充実		
3	社会人等への研修機会の提供		
4	就農・就業への理解促進		
5	先進的な農業者等による外部評価の実施		
第7	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・	10
1	農業への理解促進		
2	海外技術協力		

第1 協同農業普及事業の実施に係る基本的事項

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、県が農林水産省と協同して普及指導員（第3の2の農業革新支援担当を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して主体的に農業経営改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

現在、国内農業にあっては、農業就業者及び農村人口の減少や高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。

また、本県の農業構造は、稲作主体の小規模な兼業農家が多く、米の消費量の減少や米価の低下等により、米を中心に農業産出額は近年減少が続いている。

こうした中にあっても、付加価値の高い持続可能な農業を確立し、農業者の所得向上と、農業・農村の持続的な発展を実現するためには、担い手の確保・育成、積極的に経営発展に取り組む農業者や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興に向けた取組等が必要である。

このため、本県の協同農業普及事業の実施に当たっては、「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年八月三十一日農林水産省告示第千六百九十三号）」（以下「運営指針」という。）を基本とし、「新潟県総合計画」、「新潟県農林水産業施策推進計画」、「新潟米基本戦略」、「新潟県園芸振興基本戦略」及び「畜産経営の持続的な発展方針」等に掲げる推進方向や重点施策の推進に向けて的確に取り組むとともに、普及活動の高度化、重点化に努める。

また、普及指導員は、スペシャリスト機能及びコーディネート機能の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者との結びつきの構築等を通じ、農業者の所得向上、地域農業の生産面、流通面等における革新及び地域農業の維持・発展を総合的に支援する。

なお、活動に当たっては、運営指針に示されている県の役割を踏まえた上で、関係機関・団体や外部専門家等との役割分担に基づく地域の指導体制を強化することにより、効果的で効率的な普及活動を展開する。

第2 普及指導活動の課題

1 基本的な課題

国の「食料・農業・農村基本計画」及び施策の展開方向を踏まえ、「新潟県農林水産業施策推進計画」等の推進に向けて、地域や農業者の意向を的確に捉え、普及指導員が解決すべき課題や対象を重点化して取り組む。

また、普及指導活動に係る指導事項については、地域の実情等に応じて農業普及指導センター（新潟県行政組織規則（昭和三十五年新潟県規則第八号）により規定）で設定する。

（1）農業を担う人材の確保・育成（人づくり）

農業に魅力を感じて就農・就業を目指す者を増やし、次世代の農業経営者の育成を推進するとともに、組織化・法人化を進め、地域農業を牽引する経営体の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、農業経営及び農村における女性の活躍や、多様な人材が活躍できる経営体の育成のための取組を推進する。

ア 新規就農者の確保・育成

イ 組織化・法人化の促進

ウ 女性の活躍促進

エ 多様な人材が活躍できる経営体の育成

（2）担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開（ものづくり）

本県農業の発展に向け、経営の規模拡大や生産性の向上を図るとともに、多角化による農産物の付加価値向上や、多様な販路の開拓による収益性向上の取組を推進する。

ア 新たな米政策に対応した新潟米等の水田農業の確立

イ 需要に応えられる園芸生産の拡大

ウ 収益性の高い畜産経営の育成

エ 経営の多角化

オ 県産農産物のブランド力の向上

カ 国内外の多様な販路開拓

キ スマート農業及びGAPの実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

ク 環境の保全と安全・安心な農産物の提供

（3）地域農業の維持と農村の振興（仕組みづくり）

中山間地域等の農業・農村の維持に向け、地域農業振興に関する合意形成支援や、豊かな地域資源を活かした所得確保の取組を推進する。

- ア 地域農業の維持・振興に関する合意形成支援
- イ 農地の集積・集約化等による効率的な生産体制の構築
- ウ 中山間地域等条件不利地域の振興
- エ 地域資源を活かした地域の振興と活性化
- オ 野生鳥獣による農作物等の被害防止

2 活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組む。

(1) 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

1の課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、新技術導入支援、次世代型農業支援サービスの活用促進及び農村における多様な人材等との連携に当たっては、次に掲げる事項に取り組む。

ア 担い手の確保・育成に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承、就農後の経営改善等の支援及び新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫した支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行うよう努める。

イ 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術の導入に向け、地域の現場環境に応じた情報の活用及び技術体系の確立を図る。

ウ 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、農作業工程の整理や経営分析を行い、次世代型農業支援サービス（ドローンや自動走行農業機械等を活用した作業代行やシェアリング・リース等）の有効性を検証し、これを活用した農業経営の発展を支援するよう努める。

エ 農村における多様な人材・機関との連携

農業者に対する技術及び経営指導を担う中で、農村の実態や要望を把握するとともに、行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関そ

のほか他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を図るよう努める。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動の実施に当たっては、次に挙げる事項に留意し、効果的かつ効率的に行う。

ア 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である、直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努める。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報を提供するとともに、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努める。

イ 公的機関が担うべき分野における取組の強化

本県の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の確保・育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保及び農福連携の推進等に対する支援等生産現場から求められている活動）について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者及び外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努める。

ウ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず、地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行い、新規就

農者の確保・育成を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働き掛ける。

また、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上に寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援等に努める。

エ 試験研究機関・民間企業等との連携強化

独立行政法人、大学等の試験研究機関及び民間企業との連携に当たっては、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。

また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図る。

オ 他都道府県との連携強化

農業革新支援担当は、広域的な活動について、国が有する知見・経験等についての情報を収集するとともに、他都道府県と横断的な検討及び解決が図られるよう、他都道府県との当該課題に対する情報の共有、技術協力等に努める。

また、都道府県間で共通する農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病虫害防除等に関しては、国が集約する都道府県が持つ知見、経験等の活用を図る。

カ 普及指導計画の策定と評価

(ア) 普及指導計画の策定

農業普及指導センターは、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、普及指導計画を策定する。

a 普及指導年度計画

「新潟県農林水産業施策推進計画」等の目標に合わせ、管内農業・農村の展開方向を構想して目標値を設定し、その目標値を踏まえた当該年度ごとの実践的な活動計画を普及指導年度計画として策定する。

なお、地域の実情に応じて普及指導活動の課題と対象を重点化するとともに、目標に対する効果測定指標を設定し、適切な進行管理を行う。

b その他の普及活動計画

普及指導活動の進行管理と活動成果に対する評価を実施し、以降の活動に的確に反映させるため、活動計画・検討表及び週間活動計画を作成する。

(イ) 普及指導活動の評価

a 内部評価

農業普及指導センターは、普及指導計画等に基づく活動の成果等について、四半期ごとに適切に評価し、年度末にその評価結果に基づき活動方法や活動体制の改善を図り、次年度以降の普及指導活動に反映させる。

b 外部評価

外部評価は経営普及課が主体となり毎年行うものとし、おおむね3年に1回は対象となるように計画的に農業普及指導センターを選定し、主要な普及指導計画の評価を行う。

また、農業者等のニーズに対応し高い成果を得るため、先進的な農業者を始め、幅広く客観的な視点から評価を受ける。

(ウ) 重点プロジェクト計画の策定

特に重要な課題については、農業革新支援担当が重点課題解決活動計画（重点プロジェクト計画）を定め、農業普及指導センター、試験研究機関等と連携して当該計画に基づく活動を推進する。

キ 調査研究活動の実施

普及指導員は、普及指導活動において更に有用な成果が得られるよう高度先進技術や普及指導活動の方法について調査研究を実施する。

調査研究で得られた成果や活動方法については、成果発表や検討会並びにデータの公表により情報共有し、普及指導員の資質向上に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

第2で掲げた課題に対応した普及指導活動を実施するため、普及指導員を県内の農業普及指導センターに配置するとともに、普及指導員の活動に関する総合的な連携調整を行う普及指導員を本庁及び試験研究機関に配置する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成を図る。

なお、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることを考慮し、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、優秀な人材の確保を図る。

1 農業普及指導センターへ配置する普及指導員

県の施策推進と地域の課題を考慮し、農業振興を図る地域に普及指導員を適正に配置する。

また、解決すべき困難な課題が多い中山間地域については、課題解決に対応できる人員の配置に努める。

配置に当たっては、作物、野菜、果樹、花き、畜産及び6次産業化（加工）

等の専門項目を担う普及指導員の配置に努める。

2 本庁及び試験研究機関へ配置する普及指導員

普及指導員のうち、高度な専門性と関係機関等との調整力を有する者を農業革新支援担当と位置づけ、本庁及び試験研究機関に配置する。

農業革新支援担当は、本庁行政各課や試験研究機関、新潟県農業大学校（新潟県行政組織規則（昭和三十五年新潟県規則第八号）により規定。以下「農業大学校」という。）との総合的な連携調整に努め、国及び県の政策課題に的確に対応し、行政施策と一体となった普及指導活動を推進するとともに、生産現場のニーズの橋渡し役として研究開発に参画するほか、試験研究機関、大学及び民間企業等が開発した高度先進技術の迅速な普及や、地域の実情に応じた技術の組立て等を指導する。

また、地域の農業普及指導センターと連携し、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導や普及指導員の資質向上に取り組むほか、先進的な農業者や地域農業のリーダー等と連携する。

なお、農業革新支援担当の専門項目、担当分野については、農業普及指導活動推進要綱及び農業革新支援担当活動計画に位置づける。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するために、自らが取り組む調査研究、OJTに加え研修の充実強化等により、資質の向上を図る。

1 人材の育成計画

運営指針第四の一に規定する人材育成計画は農林水産部人材育成プログラム（平成二十四年四月）とする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能や役割を発揮するため、個々の普及指導員の農業及び農業経営に関する技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する手法等）について、普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として向上を図る。

また、国施策の展開方向や、県農政の重点施策にかかる課題を踏まえ、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大や、ICT等を取

り入れた新たな農業の展開（スマート農業等）の技術及び知識のほか、中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援に必要な高度な技術及び知識の習得に努める。

3 資質向上の方法

普及指導員に対する研修については、農林水産部人材育成プログラムを基に経験年数や解決すべき課題等に応じた普及指導員研修実施計画を毎年度策定し実施する。

研修の実施に当たっては、習得を図ろうとする知識・技術に応じて、国等が行う研修やeラーニングの活用を図るとともに、先進的な農業者、試験研究機関、民間企業や外部専門家等からも協力を得る。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業普及指導センターの運営

組織的な普及活動を行うため、地域実態に即した活動体制を整備するとともに、組織の総合力が発揮できるよう運営する。

また、農業普及指導センターの配置場所から遠隔地となる地域や、普及指導活動が特に必要な地域に分室を配置する。

2 農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等とパートナーシップを構築するとともに、当該農業者等に対し、専門的な相談・支援を行う仕組みを、運営指針第五に規定される農業革新支援センターに位置づけ、農業革新支援担当が普及指導員と連携して、高度かつ専門的な相談に対応する。

農業革新支援センターは、行政や試験研究機関等と連携して、技術指導及び経営指導等を迅速に実施できる活動体制とする。

3 情報提供・相談機能の体制等の整備

農業普及指導センターは、地域農業の発展に資する情報を収集し、課題解決に必要な情報を効果的に提供するため、情報提供体制を整備する。

また、企業の経営を担う農業人材の育成指導を行う専門性の高い指導の強化及び経営・高度技術のコンサルティング機能の充実を図るため、農業経営相談体制を整備する。

4 普及協力体制の整備

農業普及指導センターは、効果的な普及指導活動を推進するため管内市

町村、農業団体の長で構成する「協議会等」において、関係機関との連携手法及び役割分担等について協議するとともに、市町村単位等で農業改良会議等を開催し、協同農業普及事業の推進と適切な運営に努める。

また、指導農業士、青年農業士及び農村地域生活アドバイザーのほか、普及指導員OB、専門家等の協力を得て普及活動を推進する。

第6 農業大学校における研修教育の充実強化

県農業をリードする優れた農業経営者等を育成するため、農業大学校において、即戦力として活躍できる実践的な農業技術力と経営力を養う研修・教育を展開する。

1 学生教育の充実

優れた就農人材の育成に向け、実践的な講義及び実習等に加え、農業生産工程管理（GAP）の実践や、企業、研究機関及び大学等と連携したスマート農業技術に関する研修等、就農後の実践力が高まる研修教育を行う。

さらに、先進的な農業者や他の農業経営者教育機関等と連携し、法人等で中核を担う農業者になるために必要な企画・販売力等経営管理に関する教育を充実する。

また、農家出身でない学生や雇用就農する学生等が増加していることを踏まえ、学生等の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、農業普及指導センターと連携した就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を行う。

2 農業者等に対する研修の充実

認定農業者、新規就農者及び女性農業者等の経営発展のため、幅広いニーズに対応する実践的な研修を実施するとともに、経営感覚に優れた担い手の育成に向けて、地域農業者が営農しながら学ぶことができる研修機会の提供に努める。

3 社会人等への研修機会の提供

UIターン就農等社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、農業普及指導センター及び関係機関との連携・役割分担のもと、社会人等に対する研修機会の充実を図るとともに、就農後の定着に向けた各種研修を実施する。

また、先進的な農業者や農業法人等で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や農業普及指導センターとの連携・役割分担のもと、

必要に応じて研修の補完を行う。

4 就農・就業への理解促進

(1) 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業普及指導センター及び関係機関と連携のもとに、将来の就農が期待される高校生等に対する実践的な研修機会等を提供する。

併せて、指導職員の指導力向上を図るため、農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

(2) 農業への理解促進

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業大学校において児童、生徒、一般県民等に対する農業理解促進のための研修の機会の提供に努める。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業への理解促進

農業・農村及び農産物に関する県民の理解を深めるため、農業者等が行う交流活動等の取組を支援するとともに、農業情報や普及活動の実施状況等を積極的に提供する。

2 海外技術協力

(1) 海外農業研修生の受入れ

海外農業研修生の受入れについては、可能な範囲で協力する。

(2) 普及関係職員の海外派遣

普及指導員の海外技術協力については、必要に応じ協力する。